

第4章 年金の支給要件と年金額

1 老齢基礎年金・老齢厚生年金

	老齢基礎年金	老齢厚生年金																							
支給要件	①受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて 25 年以上あること。 （ただし、年金額には反映されないが、受給資格期間には算入される合算対象期間があります。） ②支給開始年齢 65 歳。（ただし、60 歳からの繰上げ受給や、66 歳以降の繰下げ受給を請求することができます。）	①受給資格期間 老齢基礎年金と同じ。（老齢基礎年金の受給資格を満たしていれば、厚生年金に 1 ヶ月でも加入していれば受給できます。ただし、60 歳台前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に 1 年以上加入していることが必要です。） ②支給開始年齢 60 歳台前半の老齢厚生年金…… 60 歳。（平成 6 年及び 12 年改正により、段階的に引上げ（図表 4-1 参照）） 老齢厚生年金…… 65 歳。ただし、66 歳以降の繰下げ受給を請求することができます。																							
年金額 (平成19年度)	①+②+③+④+⑤ 年金額＝792,100 × 40(加入可能年数※)×12 ①保険料納付月数②保険料全額免除月数×1/3③保険料 3/4 免除月数×1/2④保険料半額免除月数×2/3⑤保険料 1/4 免除月数×5/6 〈繰上げ請求及び繰下げ請求〉 ○昭和 1 6 年 4 月 1 日以前生まれの人（年単位） 繰上げ請求と減額率 <table><tr><th>請求時の年齢</th><th>減額率</th></tr><tr><td>60 歳</td><td>0.42</td></tr><tr><td>61 歳</td><td>0.35</td></tr><tr><td>62 歳</td><td>0.28</td></tr><tr><td>63 歳</td><td>0.20</td></tr><tr><td>64 歳</td><td>0.11</td></tr></table> 繰下げ請求と増額率 <table><tr><th>受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間</th><th>増額率</th></tr><tr><td>1 年を超え 2 年に達するまでの期間</td><td>0.12</td></tr><tr><td>2 年を超え 3 年に達するまでの期間</td><td>0.26</td></tr><tr><td>3 年を超え 4 年に達するまでの期間</td><td>0.43</td></tr><tr><td>4 年を超え 5 年に達するまでの期間</td><td>0.64</td></tr><tr><td>5 年を超える期間</td><td>0.88</td></tr></table> ○昭和 1 6 年 4 月 2 日以後生まれの人（月単位） 全部繰上げ 減額率＝0.5％×繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数 繰下げ請求 増額率＝0.7％×65 歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数 一部繰上げ （昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日生まれ(女子は昭和 21 年 4 月 2 日から昭和 29 年 4 月 1 日生まれ)） 老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上がるため、この支給開始年齢に到達する前に希望すれば一部繰上げの老齢基礎年金を受けることができます。 60 歳～64 歳：（1）＋（2）＋（3） 65 歳以上： （2）＋（3） （1）定額部分 （1,676 円～3,143 円※）×（被保険者期間の月数）×0.985 （2）報酬比例部分 〔（平均標準報酬月額）×（10/1000～7.5/1000※）×（平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数） ＋（平均標準報酬額）×（7.692/1000～5.769/1000※）×（平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数）〕 ×1.031×0.985 ※ 単価・乗率は生年月日により異なります。 （3）加給年金（定額部分が加算される場合に限ります。） ・妻 227,900 円 ・第 1 子および第 2 子 227,900 円 ・第 3 子以降 各 75,900 円 加給年金の支給要件は次のとおりです。 ①本人の厚生年金加入期間が 20 年以上（40 歳（女子は 35 歳）以後 15 年（昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生は 16 年）以上） ②配偶者の厚生年金加入期間が 20 年未満であること。 ③配偶者が 65 歳未満で生計維持関係にあること。 ④配偶者の年収が 850 万未満であること。 なお、子ども（1 8 歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子、2 0 歳未満で 1 級又は 2 級の障害者）がいる場合、人数に応じて加算。 〈年金の支給停止〉 ○60 歳～64 歳 在職中は、一部又は全部の支給停止が行われます。（計算は以下のとおり行われます。） 1 賃金（ボーナス込み月収。以下同じ。）と年金の合計額が 28 万円となるまで年金を全額支給。 2 賃金と年金の合計額が 28 万円を超えた場合、賃金が 48 万円になるまでは賃金が 2 増えれば年金を 1 停止。 3 賃金が 48 万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止。 ○65 歳以降（この仕組みは平成 1 4 年 4 月 2 日以後に 6 5 歳に到達する人から適用されます。） 65 歳以降の年金支給額も、受給権者の在職中は、一部又は全部の支給停止が行われます。（計算は以下のとおり行われます。） 1 賃金（ボーナス込み月収。以下同じ。）と厚生年金（報酬比例部分）との合計額が 48 万円に達するまでは、満額の厚生年金を支給 2 これを上回る場合には、賃金の増加 2 に対して、年金 1 を停止 3 なお、基礎年金は支給停止せず、全額支給 ※ 平成 19(2007)年 4 月 1 日から 70 歳以上の被用者にも適用拡大されました。ただし、70 歳以上の被用者を被保険者として保険料徴収の対象とすることはありません。なお、この施行日において、70 歳以上の人（昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの人）には適用されません。	請求時の年齢	減額率	60 歳	0.42	61 歳	0.35	62 歳	0.28	63 歳	0.20	64 歳	0.11	受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間	増額率	1 年を超え 2 年に達するまでの期間	0.12	2 年を超え 3 年に達するまでの期間	0.26	3 年を超え 4 年に達するまでの期間	0.43	4 年を超え 5 年に達するまでの期間	0.64	5 年を超える期間	0.88
	請求時の年齢	減額率																							
	60 歳	0.42																							
	61 歳	0.35																							
62 歳	0.28																								
63 歳	0.20																								
64 歳	0.11																								
受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間	増額率																								
1 年を超え 2 年に達するまでの期間	0.12																								
2 年を超え 3 年に達するまでの期間	0.26																								
3 年を超え 4 年に達するまでの期間	0.43																								
4 年を超え 5 年に達するまでの期間	0.64																								
5 年を超える期間	0.88																								